



# 平成25年度の国民健康保険料 保険証・認定証の更新

平成25年度 国民健康保険料

【問合せ】 保険健康課保険業務係 ☎内線 2120・2134  
または各支所市民保険係

国民健康保険制度は、加入者の皆さんがお金（保険料）を出し合い、加入者の仲間が医療機関などにかかったときに、その医療費（窓口で支払う自己負担分以外）を、保険者である市国保が支払う「助け合いによる医療保険制度」です。

市国保の加入者数は、年々減少していますが、保険給付費（おもに医療費）全体としては横ばい状態にあります。この原因は、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人あたりの保険給付費が増加している影響が大きいと考えられます。

今年度の保険料率は、前年度と同じ保険料率に据え置くことにしましたが、安定した保険運営を行うためにも、日ごろから健康維持に心掛け、医療費抑制にご協力をお願いします。

※所得などの状況により、保険料が高くなる場合があります。

区分	按分方法	賦課の算定方法	医療分保険料	後期高齢者支援分 保 険 料	介護分保険料
応能割	所得割	世帯被保険者の基礎控除後 総所得金額 × 所得割率	8.30%	2.20%	1.67%
	資産割	世帯被保険者の固定資産税額 (土地・家屋のみ) × 資産割率	29.50%	7.00%	6.30%
応益割	均等割	世帯被保険者数 × 均等割額	25,200円	5,760円	6,120円
	平等割	世帯数 × 世帯別平等割額	29,200円	7,680円	5,400円
最高限度額			51万円	14万円	12万円
賦課の対象者			国保被保険者全員に賦課		40～65歳未満の 国保被保険者に賦課

※保険料の7割・5割・2割軽減の対象になった場合は、均等割と平等割がそれぞれ10分の3・10分の5・10分の8になります。

## 保険証の更新

7月下旬に8月1日から1年間使用する保険証を世帯主宛に郵送しました。同じ世帯の国保被保険者全員の保険証を同封しています。保険証の住所、氏名、有効期限などを必ず確認してください。

※保険料に滞納がある場合は、有効期限が短い保険証となっております。

※平成26年7月1日までに65歳になる退職被保険者または70歳になる人、平成26年7月31日までに75歳になる人は有効期限が短い保険証となっておりますが、有効期限までに新しい保険証が郵送されます。

## 遠隔地被保険証の更新

施設などに入所していて、遠く保険証を使っている人には、保険証を郵送していません。窓口で更新の申請をしてください。

【必要なもの】平成25年4月1日以降の施設入所証明書、印かん、届出をする人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

【申請場所】市民課または各支所市民保険係

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国保に加入している人の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に更新をしてください（7月中は更新できません）。

※保険料に滞納がある場合は認定証は交付されません。また、70歳以上で住民税課税世帯の人は更新手続きが不要です。

## 【更新が必要な人】

- ・現在、医療機関で入院している人（入院予定の人）
- ・高額な外来診療を受けている人
- ・過去1年以内に91日以上入院した人（住民税非課税世帯の人のみ）

【必要なもの】印かん、保険証、現在お持ちの限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証

※過去1年以内に91日以上入院した人は、そのことを証明する領収書など（住民税非課税世帯のみ）を持参してください。

【申請場所】保険健康課17番窓口または各支所市民保険係

【問合せ】 保険健康課保険業務係 ☎内線 2180・2106 または各支所市民保険係